

識別番号：HB - 3

役員等報酬規程

社会福祉法人 みちのく福社会

社会福祉法人みちのく福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みちのく福祉会(以下「当法人」という)定款第9条および第23条の規程に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給する。

2 常勤役員等に対する退職手当は、別途常勤役員退職慰労金及び慶弔金規程に定める。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額を上限とし、年支給総額を評議員会で定める。
- (2) 常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬等は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、前日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

- 附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
この規程は、平成30年7月1日より一部改正施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	年総額 22,000,000円以下
常勤理事	年総額 10,000,000円以下

別表2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額	年額
評議員会への出席	6,000円	100,000円以下
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円	

（2）理事

	日額	年額
理事会等会議への出席	6,000円	100,000円以下
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円	

（3）監事

	日額	年額
監事監査等への出席	6,000円	100,000円以下
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円	